

容疑者に対する精神科医療の状況について (相模原市の障害者施設での事件)

(平成24年12月 障害者施設(神奈川県立津久井やまゆり園)に入職)

平成28年2月

- ・ 14日～15日 衆議院議長公邸において、障害者に危害を与える旨の手紙を渡す
- ・ 15日～19日の間 警視庁麹町署から津久井警察署に連絡あり
- ・ 19日 障害者施設を退職
津久井警察署が保護
津久井警察署から相模原市への通報(精神保健福祉法第23条)
緊急措置入院(法第29条の2)
- ・ 22日 措置入院(法第29条)

平成28年3月2日 入院措置の解除(精神保健福祉法第29条の4)

※ 厚生労働省障害保健福祉部において、報道等を基に整理したもの。

参照条文

○精神保健福祉法（昭和 25 年法律第 123 号）（抄）

第 23 条 警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

第 29 条 都道府県知事は、第 27 条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する 2 人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。

3・4 （抄）

第 29 条の 2 都道府県知事は、前条第 1 項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、第 27 条、第 28 条及び前条の規定による手続を採ることができない場合において、その指定する指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めたときは、その者を前条第 1 項に規定する精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

2 都道府県知事は、前項の措置をとつたときは、すみやかに、その者につき、前条第 1 項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。

3 第 1 項の規定による入院の期間は、72 時間を超えることができない。

4 （抄）

第 29 条の 4 都道府県知事は、第 29 条第 1 項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を退院させるには、その者が入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められることについて、その指定する指定医による診察の結果又は次条の規定による診察の結果に基づく場合でなければならない。